

群馬県立県民健康科学大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 教員の採用及び昇任の選考は、人格、学歴、職歴、教育研究の業績、学会及び社会における活動等に基づいて行うものとする。

第3条 次の各号の一に該当する者は、教員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 群馬県公立大学法人において懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
 - (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- （講師の資格）

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることができる者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- （助教の資格）

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。

- (1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- （助手の資格）

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- （大学院教員の資格）

第9条 博士前期課程を担当する教員にあつては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士後期課程を担当する教員にあつては、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

(1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

(2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の選考基準に関し必要な事項は、教育研究審議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年4月1日以降に就任する教員のうち、平成31年3月31日までの間に群馬県立県民健康科学大学の大学院博士後期課程を担当する教員として、文部科学省の教員審査において「資格あり」と判定された者については、この基準は適用しない。

附 則

1 この基準は、令和5年3月20日から施行する。